埼玉県建設工事紛争審査会における

建設工事紛争処理手続の手引

|  |
| --- |
| **目　　次**ページ[**Ⅰ**](#Ⅰ)　建設工事紛争審査会のあらまし　…………… 1[**Ⅱ**](#Ⅱ)　紛争処理手続の流れ　………………………… 7[**Ⅲ**](#Ⅲ)　紛争処理に要する費用　……………………… 9[**Ⅳ**](#Ⅳ)　紛争処理の申請方法　………………………… 11[**Ⅴ**](#Ⅴ)　申請書記載例　………………………………… 13[**Ⅵ**](#Ⅵ)　答弁書記載例　………………………………… 21[**Ⅶ**](#Ⅶ)　建設工事紛争審査会事務局の御案内　……… 25 |

令和６年６月

埼玉県建設工事紛争審査会

事務局　　埼玉県 県土整備部 県土整備政策課

　　　〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号（県庁第二庁舎２階）

電話　０４８－８３０－５２６２（直通）

　　　０４８－８２４－２１１１（県庁代表）内線５２５２・５２６２

FAX ０４８－８３０－４８６０

**Ⅰ　建設工事紛争審査会のあらまし**

**１　建設工事紛争審査会の目的**

建設工事の請負契約に関する紛争（トラブル）は、最終的解決手段として裁判所の裁判制度がありますが、それには多くの時間と費用がかかったり、建設工事に関する技術等の専門的知識が必要になったりすることが少なくありません。

そこで、建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約に関する紛争について、裁判外で、専門家により、公正・中立の立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法25条等の規定に基づき、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されています。

建設工事紛争審査会は、当事者双方の主張を聴き、原則として、当事者双方から提出された証拠を基に、紛争の解決を図る裁判所に準ずる凖司法機関であって、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行ったりする機関ではありません。

**２　建設工事紛争審査会の委員**

埼玉県建設工事紛争審査会の委員は、弁護士、建築士、技術士から構成されます。事件ごとに指名された担当委員が、専門的、かつ、公正・中立の立場で紛争の解決に当たります。

**３　建設工事紛争審査会における紛争処理の方法**（建設業法25条2項）

建設工事紛争審査会は、「あっせん」、「調停」又は「仲裁」のいずれかの手続（これらの違いについて後記[６](#Ⅰ‐６)参照）によって紛争の解決を図ります。

紛争処理の申請をされる方は、紛争（トラブル）の内容などから、３種類の手続のいずれかを選択して、後記[５](#Ⅰ‐５)の管轄の審査会に申請してください。

いずれの手続も、原則として非公開です（建設業法25条の22）。

**４　建設工事紛争審査会の取り扱う紛争**（建設業法25条1項）

建設工事紛争審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち、工事の瑕疵（不具合、契約不適合）、請負代金の未払い、請負契約の解除に伴う損害賠償等のような工事請負契約の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行います。

したがって、住宅その他不動産等の売買契約に関する紛争、専ら設計(監理)委託契約に関する紛争、直接の契約関係にない当事者間の紛争（工事現場の近隣者と建設業者等の間の紛争、元請･孫請間の紛争など）、労働者（職人等）と使用者（事業主等）間の労働関係の紛争（賃金の未払い等）などは取り扱うことができません。

建設工事紛争審査会の取り扱う紛争

|  |
| --- |
| 工事現場の近隣者（日照、振動、騒音、建物損傷、境界等の紛争）**紛争****紛争****紛争****紛争**買主〔売主〕売買契約工事請負契約注文者（発注者）(元)請負人**紛争**下請契約設計(監理)委託契約下請契約２次下請負人１次下請負人**紛争**設計業者（受託者）下請契約**紛争**３次下請負人建設工事紛争審査会が取り扱うことができる紛争は、　　　 の範囲内の請負契約の直接の当事者間の紛争です。直近上位の下請負人と４次以下の下請負人の下請契約も同様 |

なお、建設住宅性能評価書が交付されている住宅（評価住宅）や住宅瑕疵担保責任保険が付されている住宅（保険付き住宅）の請負契約又は売買契約の当事者間の紛争について、裁判外の紛争処理（あっせん・調停・仲裁）を行う機関として、住宅紛争審査会（指定住宅紛争処理機関）が、国土交通大臣が指定した各都道府県の弁護士会に設けられています。

公益財団法人 住宅リフォーム･紛争処理支援センターの電話相談窓口（住まいるダイヤル）　☎ 0570-016-100（☎ 03-3556-5147 ）で、住宅紛争審査会への申請方法等についての事前相談のほか住宅を専門に紛争の相談･助言を行っています。

**５　建設工事紛争審査会の管轄（紛争処理の申請先）**

⑴　埼玉県建設工事紛争審査会（建設業法25条の9第2項）

　 （事務局〔埼玉県庁内〕☎ 048-830-5262（直通））

①　当事者の一方のみが建設業者で、埼玉県知事の許可[※](#Ⅰ‐５※)を受けたものである場合

②　当事者の双方が埼玉県知事の許可[※](#Ⅰ‐５※)を受けた建設業者である場合

③　当事者の双方が許可[※](#Ⅰ‐５※)を受けた建設業者でなく、その紛争に係る建設工事の現場が埼玉県内にある場合

④　管轄合意(後記[⑶](#Ⅰ‐５⑶))により埼玉県建設工事紛争審査会を管轄審査会と定めた場合

⑵　中央建設工事紛争審査会（建設業法25条の9第1項）

 　 （事務局〔国土交通省内〕☎ 03-5253-8111（代表）内線24-764）

①　当事者の一方又は双方が国土交通大臣の許可[※](#Ⅰ‐５※)を受けた建設業者である場合

②　当事者の双方が建設業者で、許可[※](#Ⅰ‐５※)をした都道府県知事が異なる場合

③　管轄合意(後記[⑶](#Ⅰ‐５⑶))により中央建設工事紛争審査会を管轄審査会と定めた場合

※　建設業の許可（建設業法3条）…その種類や有無は､紛争処理申請時を基準に判断

建設業（建設工事の完成を請け負う営業）を営むには、公共工事･民間工事を問わず、元請･下請以下ともに個人･法人の区別なく、①国土交通大臣（二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合）又は②都道府県知事（一の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業する場合）の建設業の許可を受ける必要があります（営業･施工区域の制限なし、５年更新制）。ただし、軽微な建設工事※のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。（※軽微な建設工事…①建築一式工事については、工事１件の請負代金の額が1,500万円未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事、②建築一式工事以外の建設工事については、工事１件の請負代金の額が500万円未満の工事）

（建設業の許可について詳しくは担当部署〔後記[Ⅴの注６](#注６)参照〕にお尋ねください。）

⑶　管轄合意（建設業法25条の9第3項）

当事者双方の合意により、いずれの建設工事紛争審査会（中央又はいずれかの都道府県建設工事紛争審査会）にも申請が可能です（管轄合意書〔以下の例を参照〕を申請書（正本）に添付して提出必要（建設業法施行令13条3項）〔後記[Ⅳの１⑵④](#Ⅳ‐１⑵)参照〕）。

（例１）　埼玉県知事の許可を受けた建設業者と群馬県知事の許可を受けた建設業者との間の紛争（工事現場 東京都内）については、管轄合意がなければ、建設業法25条の9第1項の規定により中央建設工事紛争審査会の管轄ですが、当事者が管轄合意すれば、埼玉県建設工事紛争審査会、群馬県建設工事紛争審査会、東京都建設工事紛争審査会などに紛争処理の申請が可能です。

（例２）　国土交通大臣の許可を受けた建設業者と注文者（建設業者でない）との間の紛争（工事現場 埼玉県内）については、管轄合意がなければ、建設業法25条の9第1項の規定により中央建設工事紛争審査会の管轄ですが、当事者が管轄合意すれば、埼玉県建設工事紛争審査会などに紛争処理の申請が可能です。

**（管轄合意書の例）**

|  |
| --- |
| **管轄合意書**工事名　　　○○工事工事場所　　○○県○○市○○町○丁目○番○号注文者　　　住所　○○○○○　　　　　　○○○○請負人　　　住所　○○○○○　　○○株式会社　　　　　　代表取締役　○○○○上記工事の請負契約に関する紛争について、埼玉県建設工事紛争審査会を建設業法による紛争処理の管轄審査会とすることを合意します。令和　　年　　月　　日注文者　　○○○○　　請負人　　○○株式会社　　　　　代表取締役　○○○○　　 |

**６　紛争処理手続（あっせん、調停、仲裁）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 審理内容（趣旨） | 解決した場合の効力 | 特色 | 担当委員数 | 審理回数 | 時効の完成猶予の効果 |
| あっせん | 当事者双方の主張を聴き、当事者間の歩み寄り(互譲)を勧め、和解による解決を目指す。 | あっせん又は調停が成立した場合は和解契約書を作成する。これは民法上の和解（民法695条､696条）としての効力をもつ。（和解契約書自体には、強制力がなく、別途、公正証書を作成したり裁判所の確定判決を得たりしないと強制執行ができない。） | 調停手続を簡略にしたもの。技術的な争点がない場合に適する。 | あっせん委員 １人（原則） | １～２回程度（目安） | 打切り（[注１](#Ⅰ‐６（注１）)）の場合に条件付きで有（[注２](#Ⅰ‐６（注２）)） |
| 調　停 | 当事者間の歩み寄り(互譲)により建設工事の実情に即した解決を図るもの。技術的・法律的な争点が多い場合に適する。 | 調停委員 ３人 | ３～５回程度（目安） |
| 仲　裁 | 当事者双方の主張を聴き、必要に応じ証拠調べや立入検査をして、紛争解決のための仲裁判断を行う。（仲裁手続において和解もあり得る。） | 仲裁判断は、裁判所の確定判決と同じような効力がある。（仲裁判断自体に基づいて、裁判所の執行決定を得て、強制執行が可能〔仲裁法45条､46条〕。） | 裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。

|  |
| --- |
| 仲裁を申請するには、仲裁合意があることが必要（後記[７](#Ⅰ‐７)参照） |

 | 仲裁委員 ３人 | 必要な回数 | 原則として有（[注２](#Ⅰ‐６（注２）)） |

（注１）あっせん・調停の打切りについて

「あっせん」又は「調停」においては、和解するかどうかは各当事者の意思に委ねられています。建設工事紛争審査会は、あっせん・調停手続において、和解による解決の見込みのある限り審理を継続することになりますが、和解による解決の見込みがない場合（当事者間に歩み寄り〔互譲〕がなく妥協点が見出せないような場合など）には、あっせん・調停が打ち切られることになり、当事者双方に対し打切りの通知をして紛争処理手続が終了します（建設業法25条の15）。

（注２）時効の完成猶予の効力について

「あっせん」及び「調停」については、あっせん・調停が打ち切られ、申請人が打切りの通知を受けた日から（打切りの通知の到達日の翌日から起算して）１か月以内に訴えを提起（仲裁申請を含む。）した場合に限り、あっせん・調停の申請の時に時効の完成猶予があったことになります（建設業法25条の16）。この他の場合には時効の完成猶予の効力がありません。

「仲裁」については、原則として、仲裁の申請時に、時効の完成猶予の効力が生じます。ただし、仲裁判断によらずに手続が終了した場合（終了決定）には時効の完成猶予がなかったことになります（仲裁法29条2項）。

**７　仲裁合意**

仲裁合意[※](#Ⅰ‐７本文※)とは、民事上の紛争の解決を第三者に委ね、その判断（仲裁判断）に服する（裁判所に訴訟提起しない）旨の合意（契約）です（仲裁法2条1項､13条）。

※　仲裁合意がある場合には、当事者の一方が裁判所に訴訟提起しても、被告は仲裁合意の存在を主張して訴えの却下を求めることができます（仲裁法14条）。

建設工事紛争審査会に仲裁を申請するには、紛争が生じた場合において建設業法による仲裁に付す旨の合意を証する書面（仲裁合意）として、次のいずれかの書類を申請書（正本）に添付して提出することが必要です（建設業法25条の18､25条の19第4項、建設業法施行令13条4項、仲裁法23条､40条）（後記[Ⅳの１⑵③](#Ⅳ‐１⑵)参照）。

①　紛争が生じる前に、請負契約締結の際に[※](#Ⅰ‐７（１）※)、仲裁合意書又は工事請負契約約款により仲裁合意をしていた場合………… 仲裁合意書又は工事請負契約約款

* 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款や中央建設業審議会作成の建設工事標準請負契約約款などのように請負契約書の他に「仲裁合意書」と題する書面（双方記名押印）を設けていることがあります。
* 請負契約締結時に使用される工事請負契約約款の中に「紛争解決条項」として仲裁合意が盛り込まれていることがあります。

※　仲裁法の施行（平成１６年３月１日）後に消費者と事業者の間で締結された仲裁合意に基づき事業者から消費者を相手方（被申請人）として仲裁申請された場合においては、消費者に解除権があり（消費者である当事者が第１回口頭審理期日に出頭しない場合には仲裁合意が解除されたものとみなされます。仲裁法附則3条）、仲裁合意が解除されたときは、仲裁判断が行われずに仲裁手続が終了します。

②　紛争が生じた後に、当事者双方が仲裁を申請することに合意した場合

 …… 仲裁合意書（次の例を参照）

**（仲裁合意書の例）**

|  |
| --- |
| **仲裁合意書**工事名　　　○○工事工事場所　　○○県○○市○○町○丁目○番○号注文者　　　住所　○○○○○　　　　　　○○○○請負人　　　住所　○○○○○　　○○株式会社　　　　　　代表取締役　○○○○令和○年○月○日付けで締結した上記工事の請負契約に関する紛争を、建設業法による埼玉県建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服します。令和　　年　　月　　日注文者　　○○○○　　請負人　　○○株式会社　　　　　代表取締役　○○○○　　 |

**Ⅱ　紛争処理手続の流れ**

**調　　停**

**あっせん**

申請人が申請書の提出

申請人へ答弁書送付

**あっせん・調停委員の指名**

相手方へ申請書送付

相手方が答弁書の提出

約１か月半

前後

（紛争がその性質上、

あっせん・調停をするのに

適当でないと認める場合等）

**あっせん・調停をしない**

審理手続

第１回審理期日

審理（両当事者の出席の下に、

主張・証拠の整理、

和解の意向確認等

通常､月１回の審理進行）

　（あっせん・調停による解決の

　見込みがないと認められる場合）

審理外での

自主的解決

和解勧告・調停案の受諾勧告

和解成立

和解不成立

**和解契約書作成**

**申請取下げ**

**あっせん・調停の打切り**[※](#Ⅱ‐※１)

訴訟・仲裁等

和解内容の履行

※　「あっせん」又は「調停」においては、和解による解決の見込みのある限り審理を継続することになりますが、和解による解決の見込みがない場合には、あっせん・調停が打ち切られることになります（前記[Ⅰの６（注１）](#Ⅰ‐６（注１）)参照）。

**仲　　裁**

申請人が申請書の提出（仲裁合意書を添付）

（相手方が消費者である仲裁合意 ⇒ 下記[※](#Ⅱ‐※２)）

相手方へ申請書送付

相手方が答弁書の提出

申請人へ答弁書送付

両当事者へ仲裁委員の選定の

ため､委員名簿の写しの送付

約２か月

前後

**仲裁委員の指名**

審理手続

第１回口頭審理期日

審理（原則として両当事者の

出席の下に、

主張・証拠の整理、

和解の意向確認等

通常､月１回の審理進行）

仲裁合意の不存在（解除）､

審理外での自主的解決、

申請取下げ、

建設工事請負契約に関する紛争でない場合等

和解勧告

和解不成立

和解成立

（和解内容を仲裁判断とする場合）

**仲裁判断**

**終了決定**

裁判所の執行決定

強制執行

和解内容の履行等

仲裁判断内容の履行

※　仲裁法の施行（平成１６年３月１日）後に消費者と事業者の間で締結された仲裁合意について、前記[Ⅰの７①の※](#Ⅰ‐７（１）※)参照。この合意に基づき事業者から消費者を相手方として仲裁申請された場合、申請書送付と併せて、相手方に解除権がある旨が通知されます。また、第1回口頭審理期日では、まず相手方に対して解除権を放棄する意思があるかどうかの確認が行われます。（仲裁法附則3条）

**Ⅲ　紛争処理に要する費用**

**１　申請手数料**

⑴　紛争処理を申請するときに、申請人は、申請手数料を納付してください。申請手数料の額は、[別表](#Ⅲ‐１別表)のとおり「請求する事項の価額」（あっせん、調停又は仲裁を求める事項の価額〔←申請書の必要記載事項〕）に応じて定められています（埼玉県手数料条例2条､別表）（後記[Ⅴの注７](#注７)参照）。

⑵　申請後に請求する事項の内容を変更し、「請求する事項の価額」が増加する場合は、申請人は、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額（増加前後の申請手数料の差額）の申請手数料を追加納付してください（埼玉県手数料条例2条､別表）（後記[Ⅴの注７の※](#注７※)参照）。

⑶　「あっせん」又は「調停」の申請人が、その打切りの通知を受けた日から２週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について「仲裁」の申請をする場合における申請手数料の額については、[別表](#Ⅲ‐１別表)により算出される仲裁の申請手数料の額から、当該あっせん又は調停について納付済みの申請手数料の額を控除した残額となります（建設業法施行令26条の2）（後記[Ⅴの注11](#注11)参照）。

⑷　申請手数料の還付については、後記[Ⅳの２⑷](#Ⅳ‐２⑷)を参照してください。

**別表（申請手数料の額の算出）**

**あっせん**

|  |  |
| --- | --- |
| 請求する事項の価額（あっせんを求める事項の価額） | 申請手数料の額 |
| １００万円まで | １０,０００円 |
| ５００万円まで | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)×２０円＋ ８,０００円 |
| ２,５００万円まで | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)×１５円＋１０,５００円 |
| ２,５００万円を超えるとき | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)×１０円＋２３,０００円 |
| 価額を算定できないとき | １８,０００円（価額を５００万円として計算する。） |

**調停**

|  |  |
| --- | --- |
| 請求する事項の価額（調停を求める事項の価額） | 申請手数料の額 |
| １００万円まで | ２０,０００円 |
| ５００万円まで | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)×４０円＋ １６,０００円 |
| １億円まで | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)×２５円＋ ２３,５００円 |
| １億円を超えるとき | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)×１５円＋１２３,５００円 |
| 価額を算定できないとき | ３６,０００円（価額を５００万円として計算する。） |

**仲裁**

|  |  |
| --- | --- |
| 請求する事項の価額（仲裁を求める事項の価額） | 申請手数料の額 |
| １００万円まで | ５０,０００円 |
| ５００万円まで | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)×１００円＋ ４０,０００円 |
| １億円まで | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)× ６０円＋ ６０,０００円 |
| １億円を超えるとき | 価額(１万円単位)[※](#Ⅲ‐１別表※)× ２０円＋４６０,０００円 |
| 価額を算定できないとき | ９０,０００円（価額を５００万円として計算する。） |

※　請求する事項の価額（あっせん、調停又は仲裁を求める事項の価額）の１万円未満の端数がある場合は、切り上げて計算上の１万円単位の価額として算出します。

（算出例）７５０万５,０００円（請求する事項の価額）の請求をする紛争処理申請の場合

 請求する事項の価額の１万円未満の端数（5,000円）は、切り上げて計算上の１万円単位の価額を７５１万円として､次のように上表にあてはめて算出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| あっせん …調停 ………仲裁 ……… |  ７５１×１５＋１０,５００＝ ７５１×２５＋２３,５００＝ ７５１×６０＋６０,０００＝ |  ２１,７６５円 ４２,２７５円１０５,０６０円 |

**２　通信運搬費（書類などを送付する費用〔郵送料等〕）**

⑴　審査会事務局が書類などを送付する費用（通信運搬費）として、申請人が実費を負担します。紛争処理を申請するときに、申請人は、次の金額（「請求する事項の価額」にかかわらず定額）を予納してください（建設業法25条の23第2項、建設業法施行令25条5号）。

埼玉県建設工事紛争審査会では左表のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請の種類 | あっせん | 調停 | 仲裁 |
| 予納額 | ５,０００円 | １０,０００円 | １５,０００円 |

⑵　通信運搬費について、後日、不足が生じそうになった場合は、審査会事務局から追加予納を請求します。

（当事者が費用を予納しない場合は、審査会は、当事者の申立てに係る費用を要する行為をしないことができることとされています〔建設業法25条の23第3項〕。）

⑶　予納された通信運搬費の返還（実費精算）については、後記[Ⅳの３⑶](#Ⅳ‐３)を参照してください。

**３　建設工事紛争審査会への提出書類の作成費用その他の費用**

⑴　建設工事紛争審査会に提出する申請書や答弁書等の主張書面、添付書類、証拠書類の作成に要する費用、見積書その他鑑定等に要する費用は、原則として、これを提出しようとする当事者が各自で負担します(建設業法25条の23第1項）。

⑵　立入検査に要する交通費などの審査会経費、証人尋問の録音・反訳の費用などは、両当事者の合意により双方が折半で負担するのが通例となっています。

**Ⅳ　紛争処理の申請方法**

**１　紛争処理の申請に必要な書類**

審査会への提出書類は、申請時・審理手続中の追加提出分いずれとも、提出する当事者自身の控えを別にとっておき、審査会に出席する際に持参してください。

**⑴　申請書**（申請人が申請時に提出）

申請書は、後記[Ⅴ](#Ⅴ)（申請書記載例）の要領で作成し、申請人（又は代理人）が記名して提出してください（建設業法25条の10、建設業法施行令13条1項）。

**⑵　添付書類**（申請人が申請時に提出）

次の場合は、それぞれの書類を申請書（正本）に添付してください。

①　当事者が法人である場合 … 会社･法人登記事項証明書(後記[Ⅴの注12](#注12)参照）

（全部事項証明書〔履歴事項証明書〕）[※](#Ⅳ‐１⑵※)

※ 全部事項証明書（現在事項証明書）、代表者事項証明書でも結構です。

②　代理人を選任した場合 …… 委任状（後記[Ⅴの注13](#注13)参照）

③　仲裁の申請をする場合 …… 仲裁合意書（前記[Ⅰの７](#Ⅰ‐７)参照）

④　合意によって管轄審査会を定めた場合 …… 管轄合意書（前記[Ⅰの５⑶](#Ⅰ‐５⑶)参照）

**⑶　証拠書類**（申請人・相手方ともに、審理手続中に追加提出する場合も同様）

工事請負契約書、工事請負契約約款、注文書、請書、設計図、建築確認通知書、現場写真などの証拠書類がある場合は、その写しを提出してください。

特に､工事請負契約書は、最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、ある場合は必ず提出してください。

**⑷　提出部数**（申請人・相手方ともに、審理手続中に追加提出する場合も同様）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類 | 手続の区分 | 合計 | 内　　訳 |
| 申請書証拠書類 | あっせん | ３部 | 正本１部、反対当事者用１部[※](#Ⅳ‐１⑷※)、委員用１部 |
| 調停・仲裁 | ５部 | 正本１部、反対当事者用１部[※](#Ⅳ‐１⑷※)、委員用３部 |
| 添付書類 | あっせん・調停・仲裁とも | １部 | 申請書（正本）添付１部 |

※　反対当事者用の書類については、申請時の書類は審査会事務局を通じて相手方に送付しますが、申請後の審理手続中に提出する書類は当事者の一方から審査会事務局を介さず直接送付が可能です（審査会事務局に相談してください）。

（注１） 写しの作成に多額の費用がかかる証拠書類（設計図など）は、審査会事務局に相談の上、提出部数を減らすことができます。

（注２） 反対当事者が複数の場合の提出部数は、増えた人数分の部数を上表の部数に加えてください。（例えば、相手方が３人の場合、２部を上表の1部に加える。）

**２　申請手数料の納付**（申請人が納付）（前記[Ⅲの１](#Ⅲ‐１)参照）

⑴　紛争処理を申請するときに、申請手数料の金額に相当する額を納付します。申請手数料の額は、前記[Ⅲの１の別表](#Ⅲ‐１別表)により計算してください。

⑵　申請手数料は、審査会事務局が発行する納付書により予納していただきます。

　　納付書は、審査会事務局で申請書等を受付する際にお渡ししますので、これを指定の金融機関（県庁舎内）の窓口に持参して納入してください。

⑶　「あっせん」又は「調停」の申請人が、その打切りの通知を受けた日から２週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について「仲裁」の申請をする場合における申請手数料の額については、特例があります（前記[Ⅲの１⑶](#Ⅲ‐１)参照）。

⑷　次の①又は②の場合に該当して紛争処理手続が終了したときに限り、納付済みの申請手数料の額（前記２⑶の場合は、あっせん又は調停について納付済みの申請手数料の額を控除した残額）の２分の１に相当する額を口座振込により還付します（建設業法施行令26条の3）（口座振込による還付先について後記[Ⅶの■④](#Ⅶ)参照）。

①　第１回審理期日の終了前にあっせん又は調停の申請が取り下げられた場合

②　口頭審理期日が開催されずに仲裁手続の終了決定があった場合（又は第１回口頭審理期日の終了前に仲裁の申請が取り下げられた場合）

上記①又は②以外の場合において、申請取下げ、あっせん・調停をしないこと、あっせん・調停の打切り、又は仲裁手続の終了決定により、紛争処理手続が終了したときには、申請手数料は還付されません。

**３　通信運搬費の予納**（申請人が納入）（前記[Ⅲの２](#Ⅲ‐２)参照）

⑴　審査会事務局が書類などを送付する費用（通信運搬費）として、紛争処理を申請するときに、前記[Ⅲの２⑴の表](#Ⅲ‐２)に定める額を納付書により予納します。

⑵　納付書は、審査会事務局で申請書等を受付する際にお渡ししますので、これを指定の金融機関（県庁舎内）の窓口に持参して納入してください。

⑶　予納された通信運搬費は、紛争処理手続の終了後、実費精算を行い、残金があれば口座振込により返還します（口座振込による返還先について後記[Ⅶの■④](#Ⅶ)参照）。

**４　審査会への申請書等提出先**

後記[Ⅶ（裏表紙）](#Ⅶ)を参照してください。

**Ⅴ　申請書記載例** （申請人=注文者、相手方=(元)請負人 の場合の例）

（申請人=(元)請負人、相手方=注文者 の場合の例 ⇒ 19ページ以下【[参考](#【参考】)】申請書記載例(その２)参照）

|  |
| --- |
| 調停申請書**【**[**注１**](#注１)**】****【**[**注２**](#注２)**】** 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年 　月 　日申請（宛先）**【**[**注３**](#注３)**】**埼玉県建設工事紛争審査会**【**[**注４**](#注４)**】** 　　　　　　　　　申請人　○○ ○○　１　当事者及びその代理人の住所氏名**【**[**注５**](#注５)**】**申請人（ 注文者・(元)請負人・〔　〕次下請負人 ）（住所）〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号（氏名）○○ ○○（電話）○○○－○○○－○○○○（メールアドレス）○○○＠○○○（FAX）○○○－○○○－○○○○申請人代理人（住所）〒（氏名）（電話）（メールアドレス）（FAX）相手方（ 注文者・(元)請負人・〔　〕次下請負人 ）（住所）〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号（氏名）○○株式会社　　　代表取締役　○○ ○○（電話）○○○－○○○－○○○○（メールアドレス）○○○＠○○○（FAX）○○○－○○○－○○○○相手方代理人（住所）〒（氏名）（電話）（メールアドレス）（FAX）２　許可行政庁の名称及び許可番号**【**[**注６**](#注６)**】**　　　申請人　　　　　　許可(般・特－　　)第　　　　　号　　　相手方　埼玉県知事許可(般・特－２５)第１２３４５号３　調停を求める事項**【**[**注７**](#注７)**】** **【**[**注８**](#注８)**】**　　相手方は、申請人に対し、本件工事請負契約に係る建物の瑕疵に関し、瑕疵補修代金として金○○万円を支払え、との調停を求める。４　紛争の問題点及び交渉経過の概要**【**[**注９**](#注９)**】**⑴　申請人と相手方とは、○年○月○日、甲第１号証のとおり本件工事請負契約を締結した。本件工事については、○年○月○日に建築確認を受け（甲第２号証）、○年○月上旬に工事が完成し、申請人は同年○月○日、本件建物の引渡しを受けた。本件工事の請負代金については、申請人は○年○月○日に○○○万円、同年○月○日に○○○万円、そして引渡し後の○年○月○日に残金の○○○万円を相手方に支払い、代金の支払は完了している。⑵　ところが、本件建物には、次のような不具合が発生している。①　外装壁タイルのはがれ引渡し直後から建物北側の外装壁タイルがはがれ始め、雨水が浸水してくるために２階○○室の壁面を汚損するに至っている。（甲第３号証の１ないし　１０）このため、申請人は、相手方に対し、この瑕疵について補修するよう申し入れたところ、○年○月○日、両者間でこの外装壁タイルの補修方法について合意した。（甲第４号証）しかし、相手方は誠意をもって対応せず、一向に補修を行わないので、上記合意どおりの補修方法により別業者に補修工事を行わせた。この補修工事に要した費用は○○万円（甲第５号証）であった。②　設計と異なる電気器具の取付け設計では、非常用の蛍光灯はバッテリー内蔵のものを取り付けることになっていたが、実際は普通の蛍光灯を取り付けており、その差額は○○万円であった。③　………………………………………………………………⑶　よって、申請人は、相手方に対し、上記⑵の①～③の合計金額○○万円の支払を求めるものである。５　工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項**【**[**注10**](#注10)**】**工事現場　　○○県○○市○○町○丁目○番○号工事名　　○○マンション新築工事工事概要　　ＲＣ３階建陸屋根共同住宅　延床面積○○㎡請負金額　　○○○○万円工　　期　　令和○年〇月○日～○月○日６　申請手数料の額○○○○○円**【**[**注11**](#注11)**】**添付書類登記事項証明書　　**【**[**注12**](#注12)**】**委　任　状　　　　**【**[**注13**](#注13)**】**仲裁合意書　　　　**【**[**注14**](#注14)**】**管轄合意書　　　　**【**[**注15**](#注15)**】**証拠書類 **【**[**注16**](#注16)**】**　甲第１号証　工事請負契約書（写し）（←作成されていれば必ず提出する）**【**[**注17**](#注17)**】**甲第２号証　建築確認通知書（写し）甲第３号証の１ないし１０　雨漏り、蛍光灯等の状況写真甲第４号証　外装壁タイルの補修方法に合意したことを証明する書面甲第５号証　外装壁タイルの補修工事費の領収書甲第６号証　……… |

**■ 申請書作成上の注意**

* 申請書は、Ａ４判縦長（この手引と同じ大きさ）、横書き、左とじ、ページ番号をふってください。
* 提出部数は、前記[Ⅳの１⑷](#Ⅳ‐１⑷)参照。
* 記載例の各項目は、建設業法で定められたものですので、必ずこれに従って作成してください。
* 上記のような必要項目が記載されていれば、手書き、パソコン等で入力して印刷のいずれでも結構です。（手書き用の申請書用紙を審査会事務局に用意しています。）

**【注１】**　「調停申請書」は「調停」を申請する場合の記載例です。「あっせん」又は「仲裁」を申請する場合は、それぞれ「あっせん申請書」又は「仲裁申請書」と記載します。

**【注２】**　申請年月日

申請書を実際に提出する年月日を記載します。

**【注３】**　建設工事紛争審査会の表示

建設工事紛争審査会の管轄については、前記[Ⅰの５](#Ⅰ‐５)を参照してください。

**【注４】**　申請人の表示

①　原則として、請負契約の名義人が申請人となります。

②　申請人が個人の場合は、個人名を記載します。

申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載します。（契約名義が営業所長等であっても、申請人は原則として法人及びその代表者となります。）

③　代理人が申請する場合は、その氏名を記入します。

④　申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で申請するときは、代理人として記載します。

（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。）

**【注５】**　当事者及びその代理人の住所氏名

（申請された人〔被申請人〕を紛争処理手続の中では「相手方」と呼びます。）

住所、電話番号及びメールアドレスを必ず記載してください。ファクシミリがある場合はＦＡＸ番号も記載してください（ファクシミリで連絡することがあります）。

申請人欄・相手方欄の（ 注文者・(元)請負人・〔　〕次下請負人 ）は、それぞれいずれかを選び、〔　〕には数字を記入してください（前記[Ⅰの４の表](#Ⅰ‐４表)参照）。

**【注６】**　許可行政庁の名称及び許可番号（建設業の許可については、前記[Ⅰの５の※](#Ⅰ‐５※)参照）

①　管轄審査会（前記[Ⅰの５](#Ⅰ‐５)参照）を確認する必要がありますので、申請人、相手方の別を問わず、建設業の許可を受けている場合は必ず記載してください。

②　許可番号等は、建設業者から直接聞くか､次の担当部署にお問い合わせください。

* 国土交通大臣許可の業者である場合……国土交通省 関東地方整備局 建政部

建設産業第一課（☎ 048-601-3151 ㈹）

* 埼玉県知事許可の業者である場合………埼玉県 県土整備部 建設管理課

建設業担当（☎ 048-830-5176 (直通)）

**【注７】**　調停（あっせん・仲裁）を求める事項

①　「あっせん」の場合は「あっせんを求める事項」、「仲裁」の場合は「仲裁を求める事項」と記載します。文末の「調停を求める。」の部分は、「あっせん」の場合は「あっせんを求める。」、「仲裁」の場合は「仲裁を求める。」と記載します。

②　この欄に記載する事項は、（訴訟を提起する原告が提出する書面である）訴状の「請求の趣旨」に相当する部分です。相手方に対して、何を請求するかの結論（「請求する事項の価額」[※](#注７※)を含め）の部分ですので、その内容を極力簡潔に、説明抜きで、数行程度にまとめて記載します。

なお、建設工事紛争審査会に対して、相手方である建設業者への行政処分（指導監督）を求めたり、瑕疵の原因調査（技術的な鑑定）を求めたりすることは、建設工事紛争審査会の権限外です（前記[Ⅰの１](#Ⅰ‐１)参照）。

※　「請求する事項の価額」…申請手数料の額の算出の基礎（前記[Ⅲの１](#Ⅲ‐１)参照）

相手方に請求する事項は、瑕疵補修の請求、瑕疵補修義務の不存在の確認請求、損害賠償や慰謝料等で金額を算定不能とする請求などにあっても、できる限り金額で表して申請書に記載してください。請求する事項の価額が申請書に記載されない場合、申請手数料の額の算出上「価額を算定できないとき」に該当するため、「請求する事項の価額」を５００万円として前記[Ⅲの１の別表](#Ⅲ‐１別表)により算出します。

この場合、申請後の審理手続中に、相手方に請求する事項を金額で表すよう審査会から指示されることがあり得ます。金額で表した結果、「請求する事項の価額」が５００万円を超えるときは、「請求する事項の価額」が増加する場合に該当するため、申請手数料の追加納付が必要になることがあります（「請求する事項の価額」が５００万円未満となったとしても、納付済みの申請手数料を還付することができません）ので御留意ください（前記[Ⅲの１⑵及び⑷](#Ⅲ‐１)参照）。

**【注８】**　「瑕疵」（かし）とは、建築物等が通常備えなければならない性質を欠いていることをいいます。改正民法（令和２年４月１日施行）では、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」（契約不適合）という表現に改められました。

**【注９】**　紛争の問題点及び交渉経過の概要

①　この欄に記載する事項は、（訴訟を提起する原告が提出する書面である）訴状の「請求の原因」に相当する部分です。請求の内容を具体的に説明する部分ですので、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載します。

②　相手方のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かりやすく、できる限り証拠を（甲第○号証）のように括弧書きで示して記載してください。

**【注10】**　工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項

工事請負契約書、建築確認通知書等に記載されている事項を転記します。

**【注11】**　申請手数料の額は、前記[Ⅲの１の別表](#Ⅲ‐１別表)で算出してください。

「あっせん」又は「調停」の申請人が、その打切りの通知を受けた日から２週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について「仲裁」の申請をする場合には、次の要領で、当該あっせん又は調停の事件番号及び当該事件について納付済みの申請手数料の額を括弧書きで付記してください（前記[Ⅲの１⑶](#Ⅲ‐１)参照）。

|  |
| --- |
| ６　申請手数料の額　　○○○○○円（うち令和○年(調)〔又は(あ)〕第○号について納めた額　○○○○○円） |

**【注12】**登記事項証明書（前記[Ⅳの１⑵①](#Ⅳ‐１⑵)参照）

①　当事者が法人である場合は、代表者の代表権を証明するために提出します。最寄りの法務局（登記所）の証明書交付窓口で会社･法人登記事項証明書（全部事項証明書〔履歴事項証明書〕）の交付を受けてください（手数料の納付が必要）。

②　申請人と相手方の双方又は一方が法人のときは、法人の分全てが必要です。

**【注13】**　委任状（前記[Ⅳの１⑵②](#Ⅳ‐１⑵)参照）

代理人を選任した場合に提出します。（前記[【注４】の③及び④](#注４)参照）

（代理人の選任を検討される場合は、あらかじめ審査会事務局に相談してください。審理手続の途中から選任することも可。委任状用紙を審査会事務局に用意しています。）

**【注14】**仲裁合意書（前記[Ⅳの１⑵③](#Ⅳ‐１⑵)参照）

仲裁の申請をする場合に提出します。

**【注15】**管轄合意書（前記[Ⅳの１⑵④](#Ⅳ‐１⑵)参照）

合意によって管轄審査会を定めた場合に提出します。

**【注16】**証拠書類（前記[Ⅳの１⑶](#Ⅳ‐１⑶)参照）

①　申請人が提出する証拠書類は甲第○号証のように甲号証とします。なお、相手方が提出する証拠書類は乙第○号証のように乙号証となります。

②　申請人が提出する証拠書類には、赤書で各号証の１枚目の右上に甲第１号証，甲第２号証,………と一連番号をふってください。写真集のように数枚で一組になっているものについては、甲第○号証の１，２，………のように枝番号をふってください。

③　証拠書類には、号証ごとにページ番号をふってください。

**【注17】**　工事請負契約書（写し）

①　最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、作成されている場合には必ず提出してください。

②　契約書添付の図面等は、請求の内容に関係がある部分のみを提出で結構です。

**【参考】申請書記載例(その２)**（申請人=(元)請負人、相手方=注文者 の場合の例）

|  |
| --- |
| 調停申請書 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日申請　（宛先）埼玉県建設工事紛争審査会 　　　　　　　　　　　　　　　申請人　　○○株式会社　　　　　　　 　　　　代表取締役　○○ ○○　　１　当事者及びその代理人の住所氏名申請人（ 注文者・(元)請負人・〔　〕次下請負人 ）（住所）〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号（氏名）○○株式会社　　　代表取締役　○○ ○○（電話）○○○－○○○－○○○○（メールアドレス）○○○＠○○○（FAX）○○○－○○○－○○○○申請人代理人（住所）〒（氏名）（電話）（メールアドレス）（FAX）相手方（ 注文者・(元)請負人・〔　〕次下請負人 ）（住所）〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号（氏名）○○ ○○（電話）○○○－○○○－○○○○（メールアドレス）○○○＠○○○（FAX）○○○－○○○－○○○○相手方代理人（住所）〒（氏名）（電話）（メールアドレス）（FAX）２　許可行政庁の名称及び許可番号　　　申請人　埼玉県知事許可(般・特－２５)第１２３４５号　　　相手方　　　　　　許可(般・特－　　)第　　　　　号３　調停を求める事項　　相手方は、申請人に対し、本件工事請負契約に係る残代金○○○万円を支払え、との調停を求める。４　紛争の問題点及び交渉経過の概要⑴　申請人と相手方とは、○年○月○日、甲第１号証のとおり本件工事請負契約を締結した。本件工事については、○年○月○日に建築確認を受け（甲第２号証）、○年○月○日に工事が完成し、同年○月○日、本件建物を相手方に引き渡した。⑵　ところが、相手方は、請負代金総額○○○○万円のうち○○○万円を支払ったのみで、その余の残額○○○万円の支払に応じない。　　相手方は、支払拒否の理由として、本件建物に瑕疵がある旨を主張しているが、申請人は相手方から指摘された部分については、相手方と再三にわたる打合せのうえ誠意をもって対応し、必要な補修、手直し工事を行ってきており、現在は相手方が指摘する瑕疵は存在しない。　　したがって、相手方が支払を拒否することは全く失当である。⑶　よって、申請人は、相手方に対し、上記⑵の未払いの残額○○○万円の支払を求めるものである。５　工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項工事現場　　○○県○○市○○町○丁目○番○号工事名　　○○マンション新築工事工事概要　　ＲＣ３階建陸屋根共同住宅　延床面積○○㎡請負金額　　○○○○万円工　　期　　令和○年〇月○日～○月○日６　申請手数料の額○○○○○円添付書類　／　証拠書類（この例では省略。基本的に前記[Ⅴ〔13ページ以下〕](#Ⅴ)の例と同様の要領です。） |

 **Ⅵ　答弁書記載例**

（申請書の送付を受けた相手方〔被申請人〕の主張等を記載した書面を答弁書と呼びます〔前記[Ⅱ](#Ⅱ)参照〕。）

|  |
| --- |
| 令和○年(調)第○号事件**【**[**注１**](#Note1)**】**答　弁　書**【**[**注２**](#Note2)**】**令和　　年　　月　　日　（宛先）埼玉県建設工事紛争審査会　**【**[**注３**](#Note3)**】**相手方（住所）〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○丁目○番○号（氏名）○○株式会社　　　代表取締役　○○ ○○　　　（電話）○○○－○○○－○○○○（メールアドレス）○○○＠○○○（FAX）○○○－○○○－○○○○１　申請書の「調停を求める事項」について**【**[**注４**](#Note4)**】**（応じられない、（○○との部分については）話合いに応じる用意がある のいずれかを記載）　　応じられない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　（○○との部分については話合いに応じる用意があるが、その他の部分については応じられない。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　２　申請書の「紛争の問題点及び交渉経過の概要」に書かれた事実について**【**[**注５**](#Note5)**】**（該当する□に✓印を付け、その下に内容を記載してください。）（この欄に書ききれない場合は、他の紙に書いて添付されても構いません。）□ すべて間違いありません。□ ほとんど間違いありません。☑ 次の部分が違います。　　⑴　紛争の問題点及び交渉経過の概要⑴のうち、「代金の支払は完了している。」　との部分は事実と違う。事実は３に記載したとおりである。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　⑵　同⑵の「①外装壁タイルのはがれ」のうち、「しかし、……補修工事を行わせた」との部分は事実と違う。事実は３に記載したとおりである。 　　　　　　　⑶　…………………………………………………………………… ☑ 次の部分は知りません。　　⑴　紛争の問題点及び交渉経過の概要⑵の「①外装壁タイルのはがれ」のうち、「この補修工事に要した費用は金○○万円であった」との部分は知らない。３　私の主張（言い分）は次のとおり**【**[**注６**](#Note6)**】**（この欄に書ききれない場合は、他の紙に書いて添付されても構いません。）⑴　本件工事に関しては、○年○月○日に申請人と相手方との間で○○○の追加工事を行うことを合意し、同年○月○日に、この追加工事は完了しているが、この追加工事の代金○○万円がいまだに支払われていない。（乙第１号証・乙第２号証）⑵　外装壁タイルのはがれの補修については、両者間に合意が成立したのは申請人の主張のとおりであるが、この補修工事については、申請人の連絡をまって始めることとされていた。相手方は、いつでも工事に取りかかれるよう準備をしていたが、申請人は、相手方に何ら連絡することなく、別の業者に補修工事を行わせたのであるから、相手方がその費用を負担する理由はない。⑶　電気器具が設計と異なっていたこと、その差額は○○万円であることは、申請人の主張のとおりであるが、その差額については、既に工事代金から減額しており、相手方がこの差額分を支払う理由はない。（乙第３号証）⑷　……………………………………………………………………⑸　よって、相手方は、申請人に対して追加工事代金を請求する権利を有してはいるが、申請人に対して瑕疵補修代金を支払う義務はない。**【**[**注７**](#Note7)**】**添付書類委　任　状　　**【**[**注８**](#Note8)**】**　　　　　証拠書類**【**[**注９**](#Note9)**】**　　　　　　　　　　　　　　　　　 （証拠があれば、その書類の標題を以下に記載して提出してください。）乙第１号証　追加工事の打合せメモ乙第２号証　追加工事代金の請求書乙第３号証　工事代金請求書乙第４号証　　…………………………………………（この欄に書ききれない場合は、他の紙に書いて添付されても構いません。） |

**■ 答弁書作成上の注意**

* 答弁書は、Ａ４判縦長（この手引と同じ大きさ）、横書き、左とじ、ページ番号をふってください。
* 答弁書及び証拠書類の提出部数は、前記[Ⅳの１⑷](#Ⅳ‐１⑷)の申請書の提出部数と同様です。
* 上記のような項目が記載されていれば、手書き、パソコン等で入力して印刷のいずれでも結構です。（手書き用の答弁書用紙を審査会事務局に用意しています。）
* この答弁書記載例（審査会事務局に用意している手書き用の答弁書用紙）は、調停（あっせん）手続を想定したものです。仲裁手続の場合は、裁判に代わる手続（仲裁判断の内容を裁判所でも争うことができなくなる）という性格上（前記[Ⅰの６](#Ⅰ‐６)参照）、弁護士に相談されることをお勧めします。

**【注１】**　事件番号を１枚目の左上に明記してください。（事件番号は、建設工事紛争審査会から相手方〔被申請人〕に送付する通知文書の中に記載されています。）

**【注２】**　答弁書を実際に提出する年月日を記載します。

**【注３】**　相手方の表示

（申請された人〔被申請人〕を紛争処理手続の中では「相手方」と呼びます。）

①　相手方が個人の場合は、個人名を記載します。

②　相手方が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載します。

③　代理人が答弁する場合は、その氏名を記載します。

④　相手方の親族の名義や、支店長など代表権のない人の名義で答弁するときは、代理人として記載します。

（ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。）

⑤　相手方（代理人が答弁する場合は、相手方代理人）の住所、電話番号及びメールアドレスを必ず記載してください。ファクシミリがある場合はＦＡＸ番号も記載してください（ファクシミリで連絡することがあります）。

**【注４】**　申請書の「調停（あっせん・仲裁）を求める事項」について

申請書に記載された「調停（あっせん・仲裁）を求める事項」について、応じられない、（○○との部分については）話合いに応じる用意がある のいずれかを簡潔に記載します。

**【注５】**　申請書の「紛争の問題点及び交渉経過の概要」に書かれた事実について

申請書に記載された「紛争の問題点及び交渉経過の概要」の中で、事実と違う部分や、知らない部分があれば、その部分を特定して簡潔に記載します。

**【注６】**　私の主張（言い分）

①　問題点ごとに項目を区分して、相手方の主張（言い分）を必要な範囲で記載します。

②　申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かりやすく、できる限り証拠を（乙第○号証）のように括弧書きで示して記載してください。

**【注７】**　相手方が申請人に対して反対請求[※](#Note7※)をする場合には、答弁書の他に別途、相手方から、申請書により申請手数料を納付して、同一手続の紛争処理の申請（あっせん・調停・仲裁のいずれか、先に申請人がした紛争処理の申請と同じ種類のもの）の申請をしていただく必要があります。反対請求をする紛争処理の申請を反対申請と呼びます。

この場合、両当事者が同じである二つの事件の審理は原則として併合され、同一の手続の下に審理が進められることとなります。

※　反対請求とは、申請人から紛争処理（あっせん・調停・仲裁）の申請がなされた機会に、それに関連して相手方にも申請人に対する請求がある場合に、この相手方による申請人に対する請求のことをいいます。

（例） 先に、請負人（申請人）が注文者（相手方）に対し５００万円の請負残代金を支払うよう請求をする調停の申請がなされた機会に、注文者（相手方）が答弁書で、自身が請負人（申請人）の工事の瑕疵（不具合、契約不適合）により８００万円にのぼる損害を被ったとして、残代金との相殺の主張（反論）をするだけでは、注文者（相手方）が５００万円の請負残代金の支払を免れるにとどまります。

この場合に、注文者が請負人に対し、この相殺後の残額（８００万円－５００万円）である３００万円の損害賠償金を実際に支払うよう請求するには、注文者が申請人となって、この３００万円の損害賠償金の支払を求める反対請求の内容を記載した申請書により（請求する事項の価額を３００万円として算出した額の）申請手数料（調停の場合28,000円（＝300×40＋16,000）〔前記[Ⅲの１⑴](#Ⅲ‐１)参照〕）を納付して（先になされた紛争処理の申請と同じ種類である）調停の申請（反対申請）していただく必要があります。

**【注８】**　委任状

代理人を選任した場合に提出します。（前記[【注３】の③及び④](#Note3)参照）

（代理人の選任を検討される場合は、あらかじめ審査会事務局に相談してください。審理手続の途中から選任することも可。委任状用紙を審査会事務局に用意しています。）

**【注９】**　証拠書類

①　相手方が提出する証拠書類は乙第○号証のように乙号証とします。なお、申請人が提出する証拠書類は甲第○号証のように甲号証となります。

②　相手方が提出する証拠書類には、赤書で各号証の１枚目の右上に乙第１号証，乙第２号証,………と一連番号をふってください。写真集のように　数枚で一組になっているものについては、乙第○号証の１，２，………のように枝番号をふってください。

③　証拠書類には、号証ごとにページ番号をふってください。

**Ⅶ　建設工事紛争審査会事務局の御案内（審査会への申請書等提出先）**

申請書等を提出されるときは、書類などに不備があると、そのままでは申請を受付できないことがありますので、郵便でなく、事前に申請の日時を審査会事務局※に電話連絡の上、直接提出してください。

申請書等の作成に際して、御不明な点がありましたら、お問い合わせください。

■ 申請するときに必要なもの

|  |
| --- |
| □① 申請書・添付書類・証拠書類（内容・提出部数…前記[Ⅳの１](#Ⅳ)参照）□② 申請手数料（額・納付方法…前記[Ⅳの２](#Ⅳ‐２)参照）□③ 通信運搬費（額・納付方法…前記[Ⅳの３](#Ⅳ‐３)参照）□④ 預金口座番号･名義人等のメモ（又は預金通帳）（納付された②③の還付･返還先）（注）③の納入者と④の口座名義人は同じ人としてください。 |

|  |
| --- |
| ※　埼玉県建設工事紛争審査会事務局埼玉県 県土整備部 県土整備政策課 担当〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号（県庁第二庁舎２階）電話 ０４８－８３０－５２６２（直通）０４８－８２４－２１１１（県庁代表）内線５２５２・５２６２FAX　０４８－８３０－４８６０ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/jutaku/sumai/funso/index.html>（県建設工事紛争審査会のページ）県庁舎案内図.png浦和駅から徒歩 約12分　　中浦和駅から徒歩 約15分 |